

第 7 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 19 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第7回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年7月19日(火) 午後2時から午後3時5分まで

2 開催場所 秋田市役所正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	14番	藤 田 修
15番	加 藤 淳	16番	三 浦 宏 和
17番	伊 藤 洋 文	18番	佐々木 吉 秋
19番	加賀屋 慎 一		

5 欠席農業委員
なし

6 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	会期決定
第3	会務報告
第4	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6	議案第26号 農用地利用集積計画の撤回に関する件
第7	議案第27号 農用地利用集積計画(令和4年度第4号)に関する件
第8	議案第28号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	山 本 郷 史
主席主査	中 村 至	主席主査	勝 田 茂 満
主 査	幸 野 善 寿	主 査	鈴 木 百 愛
主 査	岡 部 洋 介	主 任	廣 嶋 孝 祐
技 師	小 林 素 子		

8 書 記

主 任 廣 嶋 孝 祐

9 議事録署名委員

16番 三 浦 宏 和 17番 伊 藤 洋 文

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第7回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>委員定数19名全員の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、16番三浦宏和委員、17番伊藤洋文委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「会長専決による令和5年度農林関係税制改正に関する要望について」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (中村主席主査)	<p>【会務報告2の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第75回常設審議委員</p>

議 長	<p>会」から会務報告6「一般社団法人秋田県農業会議農業委員会会長研修会」の4件につきましては、私が報告します。</p> <p>【会務報告3から6までの報告】</p> <p>次に、会務報告7の「秋田県農業委員会女性協議会第17回総会及び令和4年度研修会」につきましては、10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。</p>
10番柴田ますみ委員	<p>【会務報告7の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告8の「令和4年度農業者年金加入推進特別研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (稲葉主席主査)	<p>【会務報告8の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告9の「令和4年度第1回農地利用最適化委員会」につきましては、1番佐々木英久委員から口頭で報告をお願いします。</p>
1番佐々木英久委員	<p>【会務報告9の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告10の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告16の「現況地目照会に係る回答について」までの7件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (住谷副参事)	<p>【会務報告10から16までの報告】</p>
議 長	<p>以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。</p> <p>はじめに日程第4、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (稲葉主席主査)	<p>議案書1ページの1件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。 譲受人は、雄和芝野新田で農業を行う傍ら、川尻町字大川反にある建設会社を経営しており、申請地に隣接する譲渡人所有の土地を会社の資材置場として購入することとしたが、申請地についても農地として利用したいと考え、取得を希望したことから、この度売買しようとするものです。</p>

事務局 (稲葉主席主査)	<p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>下限面積について、譲受後の経営面積は、9,115平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、現地調査を行った保坂正真推進委員から報告を受けた14番藤田修委員に報告をお願いします。</p>
14番藤田修委員	<p>はい、14番藤田です。先日、保坂推進委員から連絡を受けました。現地は私の耕作しているハウスの向かいなので、私も毎日のように確認しておりますが、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>次に日程第5、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (岡部主査)	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。譲受人は[]。譲渡人は[]。施設の概要は太陽光発電施設への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画については、「太陽光発電施設を設置するため、農地以外の土地を探したが適地がなく、最適な条件が整っている当該地を選定、転用しようとするもの。」です。</p> <p>立地基準については、農地位置は市街化調整区域。農業振興地域外で、</p>

事務局
(岡部主査)

農地区分は第2種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金です。申請適格等は適合しております。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年8月31日まで。

他法令による許認可の処分については再生可能エネルギー特別措置法の認定済。一体として利用する農地以外の土地は上ノ山■■■■番■■■■外5筆。

被害防除について、排水計画は雨水は自然流下となります。

続きまして、番号2です。譲受人は■■■■。譲渡人は■■■■。施設の概要は墓地への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「墓地拡張のため、農地以外の土地を探したが適地がなく、周囲を当寺院の墓地に囲まれた当該地を選定、転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置は市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外で、農地区分は第2種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金です。申請適格等は適合しており、過去の転用実績は平成19年11月に隣接地番を墓地として永年転用許可しております。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年6月30日まで。

他法令による許認可の処分は墓地埋葬法に基づく墓地等変更許可見込み。

被害防除については、排水計画は、雨水は自然流下で、外周既存水路で排水するものです。

続きまして、番号3です。借受人は■■■■。貸出人は■■■■。施設の概要は資材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の5ページおよび6ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「携帯電話基地局の設置に伴い、資材置場等が必要となり基地局の隣接地である当該地を選定、一時転用するもの。」です。

立地基準については、農地位置は都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外で、農地区分は第1種農地です。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金です。申請適格等は適合しております。

工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年11月30日まで。

被害防除については、隣接に対する措置は仮設フェンスを設置し、掘削土を養生シートで覆い、流出防止します。排水計画は、汚水は仮設トイレ、雨水は自然流下となります。

続きまして、番号4です。借受人は■■■■。貸出人は■■■■。施設の概要は資材置場・現場事務所等への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、説明資料の7ページおよび8ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画については、「秋田市上下水道局発注の配水管整備工事の受注に伴い、資材置場・現場事務所等が必要となり、工事施工区間に位置し、道路からの進入が容易な当該地を選定、一時転用するもの。」です。

事務局 (岡部主査)	<p>立地基準については、農地位置は市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域外で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金です。申請適格等は適合しております。</p> <p>工事着工および完了の期間は、許可日から令和4年12月31日まで。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は隣接地境界に防護柵を設置し、資材は隣地境界から1メートルの間隔を設けます。排水計画は、汚水は仮設トイレ、雨水は自然流下となります。</p> <p>なお、転用案件のうち30アールを超える農地や、30アール以下でも農用地区域内農地、第1種農地およびいずれの農地区分にも該当しないものとして第2種農地と判断した農地については、一時転用を除き、秋田県農業会議へ諮問することとなっているため、番号2について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った伊藤由和推進委員から報告を受けた2番武藤真作委員から報告をお願いします。</p>
2番武藤真作委員	<p>はい、2番武藤です。伊藤由和推進委員から7月3日に現地確認をしたとの報告を受けました。当該地は過去にも太陽光発電設置のための許可申請が行われており、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、案件2番および3番について現地調査を行った鎌田文市推進委員から報告を受けた7番佐々木繁明委員から報告をお願いします。</p>
7番佐々木繁明委員	<p>はい、7番佐々木です。番号2については、私も現地を確認しましたが、以前は畑として活用されており、譲渡人の夫が亡くなってからは自己保全管理されており、農地転用することについて問題ないと思われまます。番号3については、ユフォーレに向かう道路のすぐそばで、資材置場として適当な場所で、周囲に影響を及ぼすこともないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、案件4番について現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた17番伊藤洋文委員から報告をお願いします。</p>
17番伊藤洋文委員	<p>はい、17番伊藤です。酒井推進委員から連絡を受け、私も現地を確認しましたが、何ら問題ないと思ひまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、案件1番、3番および4番が県農業会議への諮問の必要がない案件で、案件2番が県農業会議への諮問の必要がある案件です。</p>

議	長	農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件のうち、案件1番、3番および4番を許可に、案件2番を許可相当にすることにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件のうち、案件1番、3番および4番を許可に、案件2番を許可相当にすることに決定いたします。 次に日程第6、議案第26号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、7件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (山本主席主査)		議案の説明の前に、農用地利用集積計画の撤回について説明します。 本撤回は、農地中間管理事業によるほ場整備事業の実施に伴うものです。 この、いわゆる新型ほ場整備事業の実施においては、出し手が対象農地を中間管理機構へ貸し出す中間管理権の契約期間が15年以上という要件があります。 平成29年9月25日に改正土地改良法が施行され、これ以降に契約された農地については契約延長の手続きができますが、これ以前に契約された農地については、農用地利用集積計画を撤回し、新たな農用地利用集積計画を作成することが必要となります。 新たな農用地利用集積計画については、議案第27号でご審議いただきます。 それでは、議案について説明します。 議案書の4ページをご覧ください。 番号1。公告年月日は平成28年3月28日、総会決定年月日は平成28年3月17日、案件番号は平成27年度第12号番号69、撤回区分は一部撤回、借り手、貸し手、土地の所在、地目、面積、現契約の契約期間、事由は議案書に記載のとおりです。 これを含む合計7件のうち、一部撤回が5件、全部撤回が2件です。 今後、農地中間管理機構を使った基盤整備が行われる地区で、平成29年9月24日以前の契約がある場合は、撤回の案件がありますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
16番三浦宏和委員		はい、議長。
議	長	三浦委員、どうぞ。
16番三浦宏和委員		16番三浦です。撤回という用語についてなじみがないのですが、通常、議案として上程する際には、例えば「農地法第3条に基づく許可申請」など、根拠条文を示していると思います。本撤回については根拠条文が示されておりませんが、中間管理事業法の第何条に撤回が定められているとい

16番三浦宏和委員	った形での整理がなされているのでしょうか。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席主査)	この撤回は中間管理事業法に定めはなく、国の事務連絡に手続が示されております。農用地利用集積計画の撤回と新たな計画の作成を、農業委員会の決定を経て、市が公告することとされており、本件については、秋田市長から依頼があったものです。 なお、行政処分の撤回については、将来に向かって効力を発揮するもので、撤回前の、過去の部分については有効です。
議 長	三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	はい、分かりました。
議 長	他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農用地利用集積計画の撤回に関する件、7件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第26号、農用地利用集積計画の撤回に関する件、7件を原案のとおり決定することに決定いたします。 次に、日程第7、議案第27号、農用地利用集積計画（令和4年度第4号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (廣嶋主任)	はじめに、議案書について説明いたします。 今回、仁井田地区のほ場整備により、農地中間管理事業分の件数が多く、議案書が200ページを上回るため、議案第27号については、皆さまに一覧表を配付し、議案書は別途閲覧いただくこととしております。 それでは、所有権移転2件について説明いたします。議案書は10ページです。 番号1。買い手は■■■■。売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。 このほか、売買が1件となります。 続きまして、利用権設定19件について説明いたします。議案書は11ページから30ページまでです。 番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。 このほか、合計162件のうち議案書31ページ以降の番号20から番号162ま

事務局 (廣嶋主任)	<p>での143件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和4年度第4号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、初めに、所有権移転について採決いたします。 所有権移転の2件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、所有権移転の2件について、原案のとおり決定することといたします。</p>
一 同	<p>次に、利用権設定について採決いたします。</p>
一 同	<p>こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。</p>
一 同	<p>それでは、はじめに案件65番から70番の一部、71番から88番、121番から125番の一部、131番から148番の47件について採決を行います。</p>
一 同	<p>■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p>
一 同	<p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
一 同	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件65番から70番の一部、71番から88番、121番から125番の一部、131番から148番の47件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件65番から70番の一部、71番から88番、121番から125番の一部、131番から148番の47件について、原案のとおり決定することにいたします。</p>
一 同	<p>■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p>
一 同	<p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
一 同	<p>次に、議事参与案件である、65番から70番の一部、71番から88番、121番から125番の一部、131番から148番の47件を除いた1番から162番の案件につきまして、一括して採決を行います。</p>
一 同	<p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

一 議	同 長 異議なし。 「異議なし」の声がありましたので、65番から70番の一部、71番から88番、121番から125番の一部、131番から148番の47件を除いた1番から162番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 以上により、日程第7、議案第27号、農用地利用集積計画（令和4年度第4号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。
事務局 (勝田 主席主査)	次に、日程第8、議案第28号、非農地証明申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。 それでは、議案について説明します。議案書の270ページをご覧ください。番号1および番号2は土地所在地が隣接していることから、一括して説明します。 申請人について、番号1は■■■■、番号2は■■■■。土地の所在、面積について、番号1は雄和平尾鳥字小平■■■■番■■■■外2筆で面積は合計4,784平方メートル、番号2は雄和平尾鳥字小平■■■■番で面積は194平方メートル。 登記および現況、事由について、番号1および番号2とも登記は畑、現況は山林、事由は「昭和40年頃から植林し山林化している。」です。現地は令和4年6月29日に確認しております。 それでは、非農地証明申請説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 申請地の状況から、番号1および番号2は「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。 説明は以上です。
議	長 それでは、案件1番および2番について現地調査を行った伊藤洋文委員、酒井慶一推進委員、石井健推進委員を代表して17番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
17番伊藤洋文委員	はい、17番伊藤です。現地の場所は、雄和市民サービスセンターから空港道路に向かう観光交流館のそばでありまして、森林化しているので地目が畑であるとは思いませんでした。6月29日に、私と酒井推進委員、石井推進委員と事務局で現地確認をしまして、間違いのないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長 それでは、質疑を行います。 非農地証明申請に関する件、2件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
16番三浦宏和委員	はい、議長。
議	長 三浦委員、どうぞ。

16番三浦宏和委員	16番三浦です。本案件の妥当な行政手続を考えれば、昭和40年の時点で農地転用許可申請があったのではないかと思われませんが、このような場合、農地転用の追認とすることはできないのでしょうか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	植林転用を行った可能性はありますが、当時の雄和町の資料が残っておらず、転用の事実が確認できないので、今回は非農地申請を行うこととなりました。非農地証明申請に当たっては、過去に転用があったかどうかの確認は行いますが、植林転用の場合は、家を建てる場合などと異なり、許可申請時の資料が残っていないと確認しづらく、今回のように非農地証明という形を取らざるを得ないというのが現実的なところですよ。
議長	三浦委員、よろしいですか。
16番三浦宏和委員	はい、分かりました。
議長	他にありませんか。
1番佐々木英久委員	はい、議長。
議長	佐々木委員、どうぞ。
1番佐々木英久委員	1番佐々木です。本件の植林は、昭和40年代の減反政策によるものだろうと思います。
議長	他にありませんか。
一	なし。
議長	質問がないようですので、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第28号、非農地証明申請に関する件、2件を原案のとおり証明することに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
	(午後3時5分終了)